

議案第2号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成21年12月16日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表沖縄県立図書館宮古分館の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(沖縄県立図書館の管理に関する規則の一部改正)

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

2 制定の経緯及び必要性

(1) 県では、地方分権の推進、厳しい財政状況などを踏まえ「沖縄県行財政改革プラン」を策定しており、県教育委員会においても、同プランを踏まえ、これまで定員の適正化、組織のフラット化・班制の導入、県立学校の統廃合、教育機関の指定管理者制度の導入などを推進しているところである。

県立図書館分館については、同プランに基づき、県と市町村の役割分担など、その在り方を検討した結果、「県行政改革推進本部」において、平成21年度末までに廃止することが決定された。

(2) 県は、県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、県立図書館本館の機能強化を行い、市町村等との連携の下、県全体の読書活動等を推進していく必要がある。

(3) これまで宮古島市の地元関係者や行政関係者に対し県の方針を説明するとともに意見交換会を実施してきた。地元関係者からは「貴重な郷土資料など分館の資料を地元に残してほしい」との意見があった。

宮古島市からは、宮古分館を平成21年度末で廃止する県の方針を受け、市の図書館として活用し、市民の文化活動に役立てたいとの意向が示された。

3 規則案の概要

(1) 沖縄県立図書館宮古分館を廃止する。(第1条)

(2) この規則は、平成22年4月1日から施行する。(附則第1項)

4 添付資料

新旧対照表

様式 2 - 4
新旧対照表

沖縄県立教育機関組織規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号) 新旧対照表			
改正案		現行	
(図書館) 第3条 (略)		(図書館) 第3条 (略)	
名	称	名	位 置
沖縄県立図書館八重山分館	石垣市登野城74番地	沖縄県立図書館宮古分館	宮古島市平良字東仲宗根42番地
		沖縄県立図書館八重山分館	石垣市字登野城74番地
2 (略)		2 (略)	
3 (略)		3 (略)	